

**日本向け冷凍野菜製造工場（圃場を含む）に
求める品質管理基準評価制度実施要領**

輸入冷凍野菜品質安全協議会

平成 24 年 11 月 1 日

目 次

- . 改訂履歴
- . 冷凍野菜製造工場の評価
- . 冷凍野菜製造工場判定委員会設置要綱
- . 冷凍野菜製造工場評価の申請手続
- . 冷凍野菜製造工場評価の更新手続
- . 冷凍野菜製造工場評価の再審査申請手続
- . 冷凍野菜製造工場評価の評価審査料等の徴収手続
- . その他

関連書類

- Appendix - 「冷凍野菜製造工場評価申請書」
- Appendix - 「冷凍野菜製造工場評価記載事項の変更届」
- Appendix - 「冷凍野菜製造工場評価更新申請書」
- Appendix - 「冷凍野菜製造工場評価再審査申請書」
- Appendix - 「工場監査実施必要最低項目16項目」
- Appendix - 「圃場リスト」

別添「日本向け冷凍野菜製造工場及び圃場に求める品質管理基準評価チェック表」

.改訂履歴

版番号	日付	改訂内容
初版	2010.07.26	
001	2010.08.31	対象作物の記載の変更、圃場リストの追加 他
002	2011.10.07	圃場リストの変更
003	2011.12.22	工場監査実施必要最低項目 16 項目の内容変更
004	2011.11.01	不適合案件に関する処置について規定を追加

．冷凍野菜製造工場の評価

1.目的

輸入冷凍野菜品質安全協議会（以下、「凍菜協」という。）は、会員企業と取引のある海外における製造工場（圃場を含む）で生産される冷凍野菜の品質管理の向上に関して継続的な指導を行うために、日本向け冷凍野菜製造工場に求める品質管理基準評価制度（以下、「評価制度」）を設け、品質面、衛生面、設備面、および管理面において一定基準以上に達していると認められた工場に対し、凍菜協がこれを評価することにより、冷凍野菜産業の発展および消費者の信頼性の確保を図るとともに、安全で信頼される食品の安定供給を行うことにより、豊かな食生活に寄与することを目的とする。

2. 冷凍野菜の定義

本制度における冷凍野菜とは、野菜の不可食部分を除去し、ブランチングあるいは、塩ゆで・煮沸などの簡易な加工をし、または加工しないで、冷凍加工を行ったものをいう。

3. 冷凍野菜製造工場に求める工場品質管理基準について

冷凍野菜製造工場に求める品質管理基準で評価された工場（以下、「評価工場」という。）とは、凍菜協が定める日本向け冷凍野菜製造工場（圃場を含む）に求める品質管理基準（以下、「評価基準」という。）を一定基準以上満たした工場をいう。

4.評価の範囲

評価対象となる工場は、会員企業と取引のある海外における冷凍野菜製造工場及びその圃場とする。

5.評価工場の責務

評価工場は、評価基準を遵守するとともに、製品の品質及び衛生の向上に努めなければならない。また下記案件に関しては凍菜協会長に速やかに報告し、然るべき改善・是正措置を講じなければならない。

- （1） 日本輸入時における残留農薬検出等の違反
- （2） 中国国内 CIQ 当局による輸出停止措置等
- （3） フードデیفENSEに関する重大事案等

6.評価工場の対象

評価工場の対象は、凍菜協会員企業と取引のある海外の冷凍野菜製造工場及びその圃場とする。

7.対象作物

冷凍野菜全般とするが、原料となる作物は、自営農場あるいは、それと同等な管理を行っている契約農場で栽培されたものとし、申請者が申し出たもの。

8. 評価工場の審査及び査定

- (1) 評価を受けるためには、申請工場が評価基準における必須事項について凍菜協の指定する検査機関（以下、「審査機関」という。）で一次審査を行い、必須項目についての基準を満たしている工場に対し、評価基準を満たしているか審査機関により審査（以下「二次審査」という。）を受けなければならない。
- (2) 申請工場は、冷凍野菜の種類ごとに凍菜協の評価を受けて、製造又は加工した製品が前述した評価基準を満たした工場を評価工場とする。
- (3) 圃場の審査については、複数箇所の圃場の審査し、判定を行う。
- (4) 判定基準は、圃場については、70%を合格ラインとし80%以上を優良とし、工場については、80%を合格ラインとし90%以上を優良とする。但し、判定委員会により最終判定が行われる。
- (5) 二次審査においては、日本側の審査機関と現地国の審査機関により審査を行う。
- (6) 更新審査においては、日本側の審査機関または現地国の審査機関により審査を行う。
- (7) 再審査については、日本側の審査機関または現地国の審査機関により審査を行う。
- (8) 審査機関は、別添の「日本向け冷凍野菜製造工場及び圃場に求める品質管理基準評価チェック表」に従い、審査を行う。
- (9) 審査の日程については、二次審査においては2日、更新審査および再審査については1日を基本とするが、圃場への移動時間等により、延長される場合がある。

9. 評価の評価期間

評価工場の評価期間は、2年間とする。継続して評価を受ける場合には、最終有効期間内に評価基準を満たしているかどうかの審査（以下、「更新審査」という。）を受けなければならない。

10. 不適合発生における、原因調査及び再発防止対策について

第5項「評価工場の責務」に該当する不適合事案が発生した場合、凍菜協会長は判定委員会を招集する。判定委員会は、当該評価工場の不適合案件に対して、原因調査及び再発防止対策の検証、審議を実施する。

11. 評価の取消し及び取下げ並びに通知

- (1) 凍菜協判定委員会は、評価工場が以下の各項目に該当すると認めた場合、評価を取消す事が出来る。
 - ・ 当該評価工場が評価基準に適合しなくなったとき。
 - ・ 当該評価工場において冷凍野菜の製造事業を廃止したとき、または、日本向けの輸出を中止したとき。
 - ・ 当該工場が不当な手段により評価を受けたとき。
 - ・ 国内外を問わず企業行動において、著しい法令等に反する行為が認められたとき。
 - ・ 当該評価工場に係わる凍菜協会員より評価の取下げの申し出があったとき。
 - ・ その他、凍菜協の名誉を著しく傷つけたとき。
- (2) 審議による処分判定は「認定維持」もしくは「認定工場剥奪」等が凍菜協会長名で通知される。
- (3) 凍菜協は、評価工場の評価に関して何らかの疑義があり、確認のため評価工場の調査が必要と判断した場合、当該評価工場に立ち入り調査を行うことが出来る。当該工場は、正当な理由が無い限りこの立ち入り調査を拒否することは出来ない。

．冷凍野菜製造工場判定委員会設置要綱

12.判定委員会の設置

評価制度の公平な運用を図るため、冷凍野菜製造工場判定委員会（以下、「判定委員会」という。）を置くものとする。

13．委員の構成

判定委員は、凍菜協の役員、有識者を含め5名以上で構成する。委員は、凍菜協会長が委嘱するものとする。

14．判定委員会の性格及び審議事項

判定委員会は、諮問に応じ、次の事項について審議する。

- (1) 日本向け冷凍野菜製造工場（圃場を含む）に求める品質管理基準評価制度実施要領（以下「実施要領」という。）の実施についての基本事項
- (2) 判定基準の具体的適用について疑義が生じた場合、その疑義についての判断
- (3) 第10項の不適合発生案件に対する、評価工場の調査報告に対する検証
調査不十分等の場合は第三者機関への原因調査の指示（凍菜協会長名）を発令。
- (4) 第10項の不適合発生案件に対する、評価工場の再発防止対策の検証
- (5) 第10項の不適合発生案件に対する、検証・審議内容の凍菜協会長への報告
- (6) 第10項の不適合発生時における、評価工場の原因調査、第三者機関での調査報告、再発防止対策の審議による処分の判定
- (7) 評価及び取消しについて、会員あるいは評価工場より異議申し立てがあった場合、その異議についての判定
- (8) その他評価基準の実施に必要な事項

15．利害関係者の意見の表明

当該諮問事項に利害関係のあるものは、判定委員会に出席して意見を述べる事が出来る。

．冷凍野菜製造工場評価の申請手続

16．冷凍野菜製造工場の評価申請手続及び審査の流れ

- (1) 凍菜協の会員は、凍菜協に対し冷凍野菜の種類ごとに評価工場として申請することが出来る。
- (2) 前項の申請には、当該工場ごとに Appendix - 「冷凍野菜製造工場評価申請書」(以下、「評価申請書」という。) Appendix - 「圃場リスト」及び評価申請書添付書類を凍菜協会長に提出しなければならない。
- (3) 凍菜協事務局は、前項の申請を受けた場合、審査機関に一次審査を依頼し実施する。
- (4) 凍菜協事務局は、前項で一次審査の基準を満たす申請があった場合、審査機関に評価審査の依頼を行い、二次審査を実施する。二次審査は 2 日間の審査を基本とするが、圃場リストを勘案し、圃場の審査箇所を決定し、審査日程を決定する。
- (5) 一次審査において、不合格となった場合は、その旨を申請者に報告を行う。
- (6) 二次審査の可否については、凍菜協会長は判定委員会を開催し、審査機関からの審査報告を基に、評価の可否を決定する。可否の判定においては、圃場と工場について、それぞれが評価基準を満たすこととする。
- (7) 二次審査において、圃場あるいは工場のどちらかが、基準に満たない場合は、再審査を行うことが出来る。

17．評価審査料の納付

前項の規定に基づき評価申請を行うものは、一次審査においては申請時に、二次審査・再審査・更新審査においては審査終了後に、別に定める工場評価のための審査料等（以下「評価審査料」という。）を凍菜協に納入しなければならない。

18.結果の通知

- (1) 判定委員会は、審査機関が実施する 14.において当該申請に係わる工場が、別に定める評価基準を満たしているかについての調査結果に基づき、当該工場の評価を決定する。
- (2) 凍菜協事務局は、前項に基づく評価の可否を当該申請者及び審査機関に対し、遅滞無く文書をもって通知する。
- (3) 当該申請者は、評価の可否の通知を受け取った日から 15 日以内に、判定委員会に対し異議の申立てを行うことが出来る。

19．変更の届出

評価申請書の記載事項に変更があったときは、遅滞なく、当該変更の内容及び年月日等を記載した Appendix - 「冷凍野菜製造工場評価記載事項の変更届」を凍菜協会長へ提出しなければならない。

．冷凍野菜製造工場評価の更新手続

20．更新の申請

評価の更新手続は次の通りとする。

- （１） 更新を希望する評価工場は、Appendix - 「冷凍野菜製造工場評価更新申請書」を凍菜協会長へ提出しなければならない。
- （２） 更新申請は、評価期間満了日の６ヶ月前より受付けるものとする。その満了日を過ぎた場合は、新たに評価審査を受けなければならない。
- （３） 凍菜協事務局は、更新申請があった当該工場について、．16.(3)についての審査を審査機関に依頼し、取消し事由に該当しない場合は、評価更新審査（以下、「更新審査」という。）を凍菜協事務局から審査機関に依頼し、実施する。
- （４） 更新審査の可否については、凍菜協会長は判定委員会を開催し、審査機関からの審査報告を基に、評価の可否を決定する。

21．更新審査料の納付

申請者は、審査終了後、別に定める評価更新審査料等（以下、「評価更新審査料」という。）を凍菜協に納入しなければならない。

22．評価の更新審査

凍菜協事務局は、審査機関に当該申請が評価基準に適合しているか更新審査のための調査を依頼し、その結果に基づき、判定委員会は、当該工場の評価を更新するか否かを決定する。

23．結果の通知

- （１） 凍菜協事務局は、前項に基づく評価の可否を当該申請者及び審査機関に対し、遅滞無く文書をもって通知する。
- （２） 当該申請者は、評価の可否の通知を受け取った日から15日以内に、判定委員会に対し異議の申立てを行うことが出来る。

．冷凍野菜製造工場評価の再審査申請手続

24．再審査の申請

二次審査において、圃場あるいは工場のどちらかが、基準に満たない場合は、以下の要領で再審査を申請することが出来る。

- (1) 再審査を希望する評価工場は、Appendix - 「冷凍野菜製造工場評価再審査申請書」を凍菜協会会長へ提出しなければならない。
- (2) 再審査の請求については、二次審査の結果が確定後、圃場の場合 6 ヶ月以内、工場の場合 3 ヶ月以内に再審査を請求するものとする。
- (3) 凍菜協事務局は、更新申請があった当該工場について、. 16 . (3) についての審査を審査機関に依頼し、取消し事由に該当しない場合は、評価再審査（以下、「再審査」という。）を凍菜協事務局から審査機関に依頼し、実施する。
- (4) 再審査の可否については、凍菜協会会長は判定委員会を開催し、審査機関からの審査報告を基に、評価の可否を決定する。

25．再審査料の納付

申請者は、審査終了後、別に定める評価更新審査料等（以下、「評価更新審査料」という。）を凍菜協に納付しなければならない。

26．評価の再審査

凍菜協事務局は、審査機関に当該申請が評価基準に適合しているか再審査のための調査を依頼し、その結果に基づき、判定委員会は、当該工場の評価を更新するか否かを決定する。

27．結果の通知

- (1) 凍菜協事務局は、前項に基づく評価の可否を当該申請者及び審査機関に対し、遅滞無く文書をもって通知する。
- (2) 当該申請者は、評価の可否の通知を受け取った日から 15 日以内に、判定委員会に対し異議の申立てを行うことが出来る。

冷凍野菜製造工場の評価審査料等の徴収手続

28．冷凍野菜製造工場評価一次審査料等

一次審査料は、30,000 円とし、一次審査申請時に凍菜協事務局に納付する。一旦、納付された審査料は、いかなる理由においても返却は行わない。

29．冷凍野菜製造工場評価二次審査料等

二次審査料は、350,000 円とし、二次審査終了後、凍菜協事務局に納付する。一旦、納付された審査料は、いかなる理由においても返却は行わない。二次審査においては、審査機関の検査員の交通費及び宿泊費の実費を申請者に請求することとする。

30．冷凍野菜製造工場評価更新審査料等

更新審査料は、150,000 円とし、更新審査終了後、凍菜協事務局に納付する。一旦、納付された審査料は、いかなる理由においても返却は行わない。更新審査においては、審査機関の検査員の交通費及び宿泊費の実費を申請者に請求することとする。

31．冷凍野菜製造工場評価再審査料等

再審査料は、150,000 円とし、審査終了後、凍菜協事務局に納付する。一旦、納付された審査料は、いかなる理由においても返却は行わない。再審査においては、審査機関の検査員の交通費及び宿泊費の実費を申請者に請求することとする。

32．不適合事案に対する審査料等

本項に関する審査料は、原則として 31. で規定する審査料を用いることとするか、審査内容により検査員の追加或いは審査日程の追加等が見込まれる場合、33. で規定する追加費用を審査終了後、凍菜協事務局に納付する。一旦、納付された審査料は、いかなる理由においても返却は行わない。再審査においては、審査機関の検査員の交通費及び宿泊費の実費を申請者に請求することとする。

33．追加費用

上記 29. ~ 32. において、抽出した圃場の移動時間等により審査日程を延長する場合、以下の追加費用を 1 日当たり請求する。

二次審査：80,000 円

更新審査：40,000 円

再審査：40,000 円

その他

34．帰属

本評価制度に係わる内容については、輸入冷凍野菜品質安全協議会に帰属するもので、無断での転用を禁止する。

Appendix - 「冷凍野菜製造工場評価申請書」

平成 年 月 日

冷凍野菜製造工場評価申請書

輸入冷凍野菜品質安全協議会
大内山 俊樹 会長 殿

申請者			
住 所			
電 話		Fax	
代表者氏名	印		
担当者氏名			
凍菜協会員名			

輸入冷凍野菜品質安全協議会の日本向け冷凍野菜製造工場（圃場を含む）に求める品質管理基準評価制度実施要領に基づき、下記の工場の申請を行います。

===== 記 =====

1. 工場の名称及び住所

2. 評価を希望する冷凍野菜の種類

3. 品質管理責任者及び補佐員

4. 組織図及び区分ごとの人員
（別紙にて報告する。書式自由）

5. 評価基準の必須事項に関する報告
（別に定める報告書にて報告する。）

=====

Appendix - 「冷凍野菜製造工場評価記載事項の変更届」

平成 年 月 日

冷凍野菜製造工場評価記載事項の変更届

輸入冷凍野菜品質安全協議会
大内山 俊樹 会長 殿

申請者			
住 所			
電 話		Fax	
代表者氏名	印		
担当者氏名			
凍菜協会員名			

輸入冷凍野菜品質安全協議会の日本向け冷凍野菜製造工場（圃場を含む）に求める品質管理基準評価制度実施要領に基づき、下記の工場の記載事項に関し変更がありましたので変更届を提出します。

===== 記 =====

1. 工場の名称及び住所

2. 変更内容

=====

Appendix - 「冷凍野菜製造工場評価更新申請書」

平成 年 月 日

冷凍野菜製造工場評価更新申請書

輸入冷凍野菜品質安全協議会
大内山 俊樹 会長 殿

申請者			
住 所			
電 話		Fax	
代表者氏名	印		
担当者氏名			
凍菜協会員名			

輸入冷凍野菜品質安全協議会の日本向け冷凍野菜製造工場（圃場を含む）に求める品質管理基準評価制度実施要領に基づき、下記の工場の更新申請を行います。

===== 記 =====

1. 工場の名称及び住所

2. 評価を希望する冷凍野菜の種類

3. 品質管理責任者及び補佐員

4. 組織図及び区分ごとの人員
（別紙にて報告する。書式自由）

5. 評価基準の必須事項に関する報告
（別に定める報告書にて報告する。）

=====

Appendix - 「冷凍野菜製造工場評価再審査申請書」

平成 年 月 日

冷凍野菜製造工場評価再審査申請書

輸入冷凍野菜品質安全協議会
大内山 俊樹 会長 殿

申請者			
住 所			
電 話		Fax	
代表者氏名	印		
担当者氏名			
凍菜協会員名			

輸入冷凍野菜品質安全協議会の日本向け冷凍野菜製造工場（圃場を含む）に求める品質管理基準評価制度実施要領に基づき、下記の工場の申請を行います。

===== 記 =====

1. 工場の名称及び住所

2. 評価を希望する冷凍野菜の種類

3. 品質管理責任者及び補佐員

4. 組織図及び区分ごとの人員
（別紙にて報告する。書式自由）

5. 評価基準の必須事項に関する報告
（別に定める報告書にて報告する。）

=====

工場監査実施必要最低項目16項目（事前審査必要書類）

必須項目	事前審査必要書類
1 経営者もしくは工場の代表者(以下、組織の代表者)は、『品質方針』あるいは『食品安全方針(フードディフェンスを含む)』を定め、周知させていること。	品質方針のコピー
2 品質及び衛生管理を行う部門、意図的な危害行為防止に関する管理部門が、他の部門(特に製造部門)から実質的に独立していること。	組織図(責任区分を含む)のコピー
3 緊急対応責任者、対応役割、関係行政組織、関係各所との緊急連絡体制を明確にした運用組織になっていること。	緊急連絡図(役割)
4 品質・衛生検査(品位検査・微生物試験・農薬検査・理化学試験)に関するマニュアルが有り、運用されていること。	検査マニュアルの表紙コピー(品質 衛生)
5 農産物、野菜原料においては、自営もしくは契約農場で栽培したものを使用し、市場買いは絶対に認めない。	自営・契約農場一覧(管理番号必須) (農場契約書)
6 原材料の受け入れ基準が文書化され、運用されていること。	受け入れ基準書表紙コピー
7 受入れた原材料を適切に保管・管理するための規定があり、運用されていること。	保管管理表紙コピー
8 工場内において意図的な危害行為防止ができる適切な保管設備を有すること。防御対策として、監視カメラ等を設置していること。	管理マニュアル表紙コピー、カメラ設置台数
9 製品を適切に保管・管理するための規定があり、文書化され運用されていること。	規定書表紙コピー
10 製品と使用原材料との関係を特定するためのトレーサビリティシステムがあり、文書化され運用されていること。 (原料の選別・整形・簡易な加工を行なう一次加工場「前処理工場・加工点」での管理も含む。)	TBS マニュアル、手順書(一元管理の流れが評価できる書類)コピー
11 圃場から製品出荷(船積みまで)まで情報が一元管理され、必要な帳票類がすぐに確認できる状態になっていること。	QC 管理図
12 異物除去装置(金属検出機、X線異物除去装置等)を有すること。	工程図及び機材(メーカー)と設定感度のコピー
13 製造する冷凍食品の特性に応じて、適当な広さの検査施設があり、GC、LC等の分析装置、及び分析、解析に必要なその他機器、器具類を有すること。	機材一覧 分析機器メーカー } 見取り図 申告内容
14 製造する冷凍食品の特性に応じて、適当な広さの細菌試験室を有すること。	細菌検査用機材一覧
15 原料は、所轄のCIQに日本向け輸出認定を受けた登録農地で生産されたものを使用し、パッカーにおいては、日本向け輸出認定を受けていること。	所轄 CIQ 認定証、CIQ 登録番号のコピー
16 凍菜協メンバー企業のパートナーであること。	パートナー企業との関係が評価できる書類

Appendix - 圃場リスト

No.	圃場名称	CIQ 圃場管理 No.	耕地面積 (亩)	作 物	自営/ 契約	前処理場 の有無	住 所	アクセス	
								距離	時間
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査する圃場の選択に使用しますので、2次審査予定時に作付けを行っている圃場 No.に 印を付けて下さい。 ・ 圃場リストが複数枚数になる場合は、リスト右下にページ数と総ページ数を記入して下さい。 								

(/)